

文京区家計支援臨時給付金の支給について

1 概要

エネルギー・食料品価格等高騰の負担感の大きい低所得世帯への負担軽減を図るため、住民税均等割非課税世帯等に対し、1世帯当たり3万円を給付する。

なお、本給付金については、直近の同種の給付金により振込口座を区が把握している世帯に対しては、申請不要のプッシュ方式により支給を行う。

2 対象世帯

(1) 住民税均等割非課税世帯

基準日（令和5年6月1日。以下同じ。）において、区に住民登録があり、かつ世帯全員の令和5年度の住民税均等割が非課税である世帯

(2) 住民税均等割のみ課税世帯

基準日において、区に住民登録があり、「令和5年度住民税均等割のみ課税者」または「令和5年度住民税均等割のみ課税者と非課税者」の世帯

(3) 家計急変世帯

予期せず家計が急変し、令和5年1月から9月までの間に(1)の世帯と同様の事情にあると認められる世帯

3 支給方法

(1) 2(1)又は(2)に該当する世帯

ア 直近の給付金で振込口座を区が把握している世帯

区から給付内容等を記載した支給のお知らせを郵送し、指定期日に口座に振り込む（プッシュ方式）。

イ 区が振込口座を把握していない世帯

区から給付内容や確認事項を記載した確認書を郵送し、対象者本人による確認・返送後、指定口座に振り込む（確認書方式）。

(2) 2(3)に該当する世帯

対象者からの申請を受け付け、申請内容を確認し支給を決定した者に対し、通知送達後、指定口座に振り込む。

4 周知方法

区報（6月25日号）、区ホームページ、区設掲示板、区SNS及び窓口等

5 スケジュール（予定）

令和5年	7月上旬	プッシュ型支給対象世帯への案内送付
		↓
		上記世帯以外の世帯への確認書送付 ⇒ 令和5年1月2日以降の転入者を含む世帯には、 他自治体における課税情報を照会後、7月下旬に送付
		↓
		家計急変世帯等の申請受付開始
	7月下旬	プッシュ型支給対象世帯へ一括支給 上記世帯以外の確認書・申請書の審査終了後、順次支給
	10月末日	申請期限

※上記スケジュールは、国からの通知等により変更となる場合がある。